

パブリックコメント 手続きの実施等について

平成27年1月20日

津市健康福祉部 子育て推進課



すくすく
ジャパン!

事業計画に対するパブリックコメント手続の実施について

1 募集期間

平成26年12月5日（金）～平成27年1月5日（月）

2 閲覧・配布場所

[閲覧・配布]

子育て推進課（本庁舎1階）、情報公開室（本庁舎7階）、各総合支所市民福祉課（福祉課）、津市ホームページ

[募集案内]

広報津、市内公私立の保育所及び幼稚園

3 提出された意見の件数

17件（6人）

4 提出された意見の概要

- (1) 公立幼稚園の重要性とその役割について
 - ① 公立幼稚園の幼児教育を評価し、継続を希望（2件）
 - ② 私立幼稚園の補完的立場でなく、公立として地域に根ざした幼児教育の実施を希望（3件）
 - ③ 公立幼稚園の需要喚起を求める（2件）
- (2) 保育の実施責任について
 - ① 新制度における保育の実施義務の履行について（1件）
 - ② 保育の質の維持及び向上について（2件）
- (3) 認定こども園について
 - ① 認定こども園の開始に至る経緯への疑問（1件）
 - ② 教育・保育を一体的に提供することの不安（1件）
- (4) 子ども・子育て支援事業の内容について
推進施策と事業名の関連性の表記について（1件）
- (5) パブリックコメント手続についてほか（4件）

事業計画に対するパブリックコメント手続の意見の対応について

意見に対する考え方は次のように公表します。

- (1) 公立施設（幼稚園・保育所）について
私立幼稚園、私立保育所と相互に連携を図り、社会の要請に応じた質の高い幼児教育・保育の提供をめざし、今後も取組を進めます。
- (2) 保育の実施責任について
保育の実施義務は新制度施行後も市町村にあり、保育の質が担保されるよう取り組むこと。
- (3) 認定こども園について
教育と保育を一体的に提供できる施設として、幼稚園や保育所に加えて、保護者の利用の選択の幅を広げる役目を担うものであること。

事業計画の修正について

パブリックコメント手続の意見を受けた修正について

(1) 保育の実施責任について

「教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施時期」の「3号認定子どもに対する重点的な確保方策」の項目において、1歳児に対する保育士配置について補足を加えました。[5章2]

(2) 子ども・子育て支援事業の内容について

推進事業と事業名の関連付けや新規事業等が判別できるようにしました。用語説明を加えました。[4章]

(3) 公立施設（幼稚園・保育所）について

今後も、公立・私立施設は相互に連携を図りながら、質の高い幼児教育・保育の提供をめざし、取り組んでいく旨の表現に修正しました。[5章4（2）]